

日置市B & G東市来海洋センター
日置市東市来庭球場
日置市東市来相撲場
事業実績に関する資料

令和7年7月

日 置 市

〈 目 次 〉

1	利用者数等の状況	・ ・ ・ ・ ・	1
2	現行の料金体系等	・ ・ ・ ・ ・	2
3	収支の状況	・ ・ ・ ・ ・	4
	(1) 収入		
	(2) 支出		
4	管理委託の内訳（令和 6 年度分）	・ ・ ・ ・ ・	4
5	現行の人員配置（令和 6 年度分）	・ ・ ・ ・ ・	5

1 利用者数等の状況

利用者数

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
体育館・武道館	20,002	20,392	19,392	20,751
プール	51,170	57,544	57,739	61,277
庭球場・相撲場	1,501	955	1,202	1,322
会議室	3,742	4,219	4,468	5,408
合 計	76,415	83,110	82,801	88,758

2 現行の料金体系等

(1) 日置市B & G東市来海洋センター使用料

ア 体育館

(単位：円)

使 用 区 分					1 時間につき	
					使用料	照明料
専用使用	使用者が入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	児童・生徒	200	第一体育館 1 回路つき 60	
			上記以外の者	400		
		文化的催物に使用する場合 （営利又は宣伝を目的としない。）		600		
		その他の場合		800		
	使用者が入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合		1,200		
		文化的催物に使用する場合 （営利又は宣伝を目的としない。）		1,800		
その他の場合		2,400				
一部使用	卓球		1 台	児童・生徒	40	20
				上記以外の者	90	
	バドミントン		1 面	児童・生徒	40	1 回路つき 60
				上記以外の者	90	
	バレーボール		1 面	児童・生徒	120	1 回路つき 60
				上記以外の者	250	
	バスケットボール		1 面	児童・生徒	140	1 回路つき 60
				上記以外の者	290	
	上記以外のもの		全面使用	児童・生徒	140	1 回路つき 60
				上記以外の者	290	
			半面使用	児童・生徒	70	1 回路つき 60
				上記以外の者	140	
	武道場	全面使用	アマチュアスポーツに使用する場合	児童・生徒	60	150
				上記以外の者	130	
			その他の場合		1,250	
半面使用		アマチュアスポーツに使用する場合	児童・生徒	30		
			上記以外の者	60		
	その他の場合		630			
会議室				160	—	
附属設備		放送施設		1 回につき 220	—	

イ プール

(単位：円)

使用区分		使用料					備 考	
		普通券 (1人1回)	回数券 (12枚券)	3箇月パスポート	半年パスポート	年間パスポート		
児 童 ・ 生 徒	夏期	160	1,600	2,750	4,950	8,250	1 温泉施設、シャワー施設及び照明施設の使用料を含む。 2 パスポートの有効期限内の利用回数は、無制限とする。 3 夏期とは4月から9月までとし、冬季とは10月から3月までとする。	
	冬期	220	2,200					
上 記 以 外 の 者	夏期	320	3,200	5,370	9,670	16,120		
	冬期	430	4,300					
ロッカー		10						

(2) 日置市東市来相撲場使用料

(単位：円)

体育施設名等	日置市東市来相撲場
使用区分	1時間につき
児童・生徒	60
上記以外の者	130

(3) 日置市東市来庭球場使用料

(単位：円)

体育施設名等		1時間につき	
使用区分		使用料	照明料
児童・生徒	1コートにつき	110	270
上記以外の者	1コートにつき	220	
テニス以外(教育委員会の認めたものに限り)に使用する場合		1人につき 10	1コートにつき 270

備考

- 小学生未満の未就学児の使用料(ロッカー使用料を除く。)は、無料とする。
- 専用使用とは、施設等を大会、講習会、試合等で独占使用することをいう。ただし、トレーニング室及び附属設備を除く。
- 一部使用とは、専用使用以外の使用をいう。
- 児童・生徒とは、小学生、中学生若しくは高校生又はこれらに準ずる者をいう。
- 使用時間に1時間未満の端数がある場合において、当該端数が、30分以下であるときはこれを30分とし、30分を超え1時間未満であるときはこれを1時間とする。この場合において、当該使用時間の端数を30分としたときの使用料は、この表及び備考1から備考4までにより算定した額に2分の1を乗じて得た額(その額に10円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。)とする。
- 使用時間の延長は、30分単位でできるものとし、使用料は、備考5の例により算定するものとする。
- 使用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。
- 使用者が入場料を徴収する場合の項がない体育施設において、使用者が入場料を徴収する場合(これに準ずる場合を含む。以下同じ。)の使用料は、当該体育施設の使用区分ごとにそれぞれ使用料に100分の200を乗じて得た額とする。
- 備考8において規定するこれに準ずる場合とは、次に掲げるものをいう。
 - 会費を徴収して入場させる場合
 - 会員制度により会員を招待して入場させる場合
 - 商品等の売上高により招待券(名目のいかんにかかわらず、これに類するものを含む。)を発行して入場させる場合
 - 入場整理料等の名目で料金を徴収する場合
- 使用者が日置市に住所を有する者でない場合の使用料は、この表及び備考1から9までにより算定した額に、100分の200を乗じて得た額(その額に10円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。)とする。ただし、プール使用料を除く。
- 使用者が入場料を徴収する場合は、この表及び備考1から10までにより算定した額に、入場料総収入の100分の10を乗じて得た額(その額に10円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。)を当該使用料に加算して徴収する。
- 既設の電気設備以外の電気設備を使用する場合は、この表及び備考1から11までにより算定した額に、電気料金に相当する額(その額に10円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。)を加算して徴収する。

3 収支の状況

(1) 収入

(単位：円)

科 目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備 考
施設使用料	5,760,400	6,197,470	6,626,280	
各教室受講料	12,171,600	11,698,615	12,772,640	
その他（指管料含む）	30,467,865	28,882,802	29,334,350	
合 計	48,399,865	46,778,887	48,733,270	

(2) 支出

(単位：円)

科 目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備 考
人件費	25,934,700	24,245,458	23,413,073	
一般管理費	5,560,069	8,517,528	9,335,883	
維持管理費	14,320,209	12,830,969	13,931,931	
その他	663,038	891,575	741,293	
公課費	2,566,242	2,198,417	2,333,842	
合 計	49,044,258	48,683,947	49,756,022	

4 管理委託の内訳（令和6年度分）

No.	委 託 業 務 名
1	電気設備保守点検業務委託
2	消防設備点検業務委託
3	浄化槽保守点検業務委託（分離接触バッキ方式30人槽）
4	浄化槽保守点検業務委託（分離接触バッキ方式100人槽）
5	ボイラー・ろ過機点検業務委託
6	
7	

5 現行の人員配置（令和6年度分）

- (1) 日置市B & G 東市来海洋センター
 - ア 管理者 1人（県内他施設も含む。）
 - イ アクアインストラクター 2人
 - ウ 指導員 1人（週1回）
 - エ 臨時職員（昼間） 3人
 - オ 臨時職員（夜間） 2人
 - カ プール監視員（昼間） 3人（交代制）
 - キ プール監視員（夜間） 2人（交代制）